

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2022年2月1日時点	
～2022年2月28日	2022年3月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>第1章～第8章（略） 第9章 通信 (通信利用の制限等) 第26条（略） 2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。 (1)～(5)（略） (6) <u>当社は</u>、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われないとき。 3～10（略） 第26条の2～第27条（略） 第10章～第14章（略）</p> <p>別記 1（略） 2 特定協定事業者等 (1)～(4)（略） (5) <u>ダイヤルアウト及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの</u> ア <u>特定ダイヤルアップ回線に係るもの</u> <u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p>イ（略） (6)～(8)（略） 3～18（略）</p> <p>附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00737244号） 1（略）</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>第1章～第8章（略） 第9章 通信 (通信利用の制限等) 第26条（略） 2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。 (1)～(5)（略） (6) 利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われないとき。 3～10（略） 第26条の2～第27条（略） 第10章～第14章（略）</p> <p>別記 1（略） 2 特定協定事業者等 (1)～(4)（略） (5) <u>ダイヤルアウトに係るもの</u> ア <u>削除</u></p> <p>イ（略） (6)～(8)（略） 3～18（略）</p> <p>附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00737244号） 1（略）</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2022年2月1日時点	
～2022年2月28日	2022年3月1日～
<p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のタイプ1に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、第4種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。</u> <u>ア 氏名等の変更</u> <u>イ 同時セッション可能数の変更（減少させる変更に限り。）</u></p> <p>4 <u>当社は、第4種契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。</u> <u>ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u> <u>イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5～6 (略)</p> <p><u>附 則（令和4年1月25日 D P Sサ第00872999号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 <u>この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>D P Sサ第00737244号（令和3年1月26日）の附則の2から4までの規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。</u> 3 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。</u> 4 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>